

第1部 基本的な考え方

- 1 計画策定に当たって 1
- 2 計画策定の背景 3
- 3 基本理念および重点方針 21
- 4 基本目標と施策の体系 23

第2部 施策の展開

- 【基本目標1】男女共同参画に関する啓発・教育の推進 24
 - 基本施策
 - 1 拠点施設こころを中心とした、市民への多様な啓発の推進 24
 - 2 学校等における教育の推進 25
 - 3 市民の主体的な学習の促進 27
 - 数値目標 28
- 【基本目標2】仕事と生活の調和の推進 29
 - 基本施策
 - 1 性別に関わらない、仕事と子育て・介護との両立支援の促進 29
 - 2 すべての人の地域社会への参加の促進と、
地域活動における男女平等の推進 31
 - 3 多様な働き方の推進 32
 - 数値目標 34
- 【基本目標3】女性の活躍の推進 35
 - 基本施策
 - 1 意思決定過程への女性の参画拡大 35
 - 2 男女間経済格差の解消の促進 36
 - 3 女性のキャリアの形成支援 37
 - 数値目標 38
- 【基本目標4】困難を抱える女性への支援 39
 - 基本施策
 - 1 感染症大流行その他大規模災害の影響を
受けた女性への支援 39
 - 2 心身の不調を抱える女性への支援 40
 - 3 貧困等生活上の困難に直面する女性への支援 41

4	ひとり親家庭への支援	42
5	複合的に困難な状況にある人への対応	43
	数値目標	43
	【基本目標5】暴力など、女性に対するあらゆる人権侵害の防止	44
	基本施策	
1	性暴力の防止	44
2	DVの防止	45
3	性差によるハラスメントの防止	45
	数値目標	46
	【基本目標6】男女共同参画の視点による防災の推進	47
	基本施策1 防災・復興に関する男女共同参画の視点の強化	47
	数値目標	48
	【基本目標7】推進体制の整備・強化	49
	基本施策	
1	庁内推進体制の強化	49
2	市民、行政、団体等の連携の推進	49
	定番継続施策一覧	□
	数値目標一覧	51
	用語解説	□
	資料編	
1	国際社会・国・県・伊丹市の取組（年表）	53
2	伊丹市特定事業主行動計画	□
3	男女共同参画基本法	□
4	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	□

第1部

基本的な考え方

1 計画策定に当たって

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成8（1996）年に「伊丹市女性のための行動計画」を策定、平成18（2006）年に、その後継計画として、平成28（2016）年度までの「伊丹市男女共同参画計画」を策定、その中間見直しを経て、平成29（2017）年度から5か年の「第2期伊丹市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会*の実現に向け、総合的かつ計画的に、施策の推進に取り組んできました。

これらの取組により、男女共同参画に関する市民意識の向上や、様々な施策、地域活動等において男女共同参画の視点を取り入れた取組が進むなど、市民、事業者、関係団体等との協働の下、本市の男女共同参画のまちづくりは、着実に進展してきています。

一方で、全体としては、固定的な性別役割分担意識がいまだに根強く残り、政策その他の意思決定過程への女性の参画も十分でないなど、引き続き粘り強い取組が必要です。

また、社会の現状としても、世界経済フォーラム*が公表した令和3（2021）年のジェンダー・ギャップ指数*において、日本は、経済分野・政治分野での女性の進出が遅れ、156か国中120位となっており、新型コロナウイルス感染症の拡大では、女性の雇用・就労への影響や、配偶者等からの暴力の増加・深刻化などが顕在化したところです。

現行の第2期伊丹市男女共同参画計画の期間が終了するに当たり、こうした状況の打開に向け、女性の活躍の推進と、あらゆる分野での男女共同参画の一層の推進に、引き続き取り組む必要があります。また、性別にかかわらず誰もが生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化等の社会状況の変化・進展にも対応できる、持続可能な活力あるまちの実現につながり、ジェンダー平等など国連の持続可能な開発目標（SDGs）*にも合致するものです。

これらのことから、性別を問わず誰もが生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現に向けた施策を更に推進するため、本計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法*」第14条に基づく、「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」（市町村男女共同参画計画）です。

また、本計画中「基本目標2 仕事と生活の調査の推進」及び「基本目標3 女性の活躍の推進」の部分を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*」（以下（女性活躍推進法）という。）第6条第2項に基づく、「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（市町村推進計画）として位置付けます。

さらに、本計画は、上位計画である「伊丹市総合計画」をはじめ、「伊丹市子ども・子育て支援事業計画」など、市の関連する計画とも整合を図るものです。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度の5年間とします。

(4) 計画の策定・推進方法

○ 策定方法

国の「第5次男女共同参画計画」及び県の「ひょうご男女いきいきプラン2025」を勘案、これまでの取組の成果と課題、令和2（2020）年度に実施した「伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、策定します。

内容については、伊丹市男女共同参画審議会の答申並びに伊丹市都市企業常任委員協議会及びパブリックコメントでの意見を受け、庁内横断組織である伊丹市男女共同参画推進本部において検討しました。

また、構成は、目指すべき社会を基本理念に掲げ、計画遂行における5つの重点方針を定め、基本理念の実現を目指して、7つの基本目標に基づく20の基本施策において、93の具体的施策を掲げています。

計画の実効性を確保するため、目標とする数値目標を設定し、その達成状況を毎年度点検します。

○ 推進方法

各課に配置した男女共同参画リーダー、同サブリーダー*を活用した全庁的な連携・協力の下、事業の企画実施及び進捗の点検を行うとともに、毎年度、伊丹市男女共同参画施策市民オンブード*による進捗確認結果の報告を求め、必要に応じ、伊丹市男女共同参画推進本部において、必要な見直しや改善等の検討を行います。

◎ 用語について

本計画中、言葉の右上に*を付している用語は、本編末尾の「用語解説」で意味を説明しています。

2 計画策定の背景

(1) 近年の国際社会・国・県の動きと伊丹市の取組

ア 国際社会の動き

国連では、昭和54（1979）年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、平成7（1995）年の、国際的な男女共同参画の規範となる、「北京宣言及び行動綱領*」の採択などを経て、国際社会における男女共同参画推進に関する取組が進められてきました。

平成27（2015）年には、「持続可能な開発のための2030 アジェンダ*」が採択され、2030年までの国際目標として、17のゴールからなる「持続可能な開発目標」（SDGs）*が設定され、そのゴール5として「ジェンダー平等の実現とすべての女性・女児のエンパワーメント」が掲げられました。政治、経済、公共分野での意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが求められており、諸外国では、クォーター制*の導入など取組が加速されています。

スピード感のある国際社会の動きの中で、日本は、令和3（2021）年のジェンダー・ギャップ指数*において、経済分野・政治分野での女性の進出が遅れ、156か国中120位となっています。

イ 国の動き

国においては、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法*」が制定され、男女共同参画の実現に向けた総合的かつ計画的に取組が進められてきました。

平成27年（2015）年には、「女性活躍推進法*」が公布され、男性を含めた働き方の見直しを進め、国や地方公共団体、一定規模以上の事業主に、行動計画の策定、公表の義務付けが定められ、職業生活における女性の活躍を重点的に推進するための取組が進められました。

平成30（2018）年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律*」が公布され、国や地方議会の議員選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則としました。また、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律*」が公布され、ワーク・ライフ・バランス*の実現や、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方の選択が実現するための施策が社会全体として推進されました。

令和元（2019）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律*」が公布され、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化等が定められました。

令和2年（2020）年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されま

した。国民の幸福の向上と社会経済の持続的発展と、「持続可能な開発目標」(SDGs)*等によるジェンダー平等の着実履行による国際社会と協調した社会を目指し、男女共同参画、女性活躍に向け強力に取り組むこととし、様々な施策を推進しています。

ウ 兵庫県動き

兵庫県においては、平成28(2016)年に兵庫県立男女共同参画センターに女性活躍推進センターを開設し、女性活躍推進専門員を中心に様々な施策を通して、職場の意識改革や女性の登用の促進を図っています。

令和2(2020)年に第二期兵庫県地域創生戦略(R2~R6)が策定され、2つの柱と4つの戦略目標で構成され、第一期戦略で明確になった課題に重点的に対応するため、分野横断的に女性対策に取り組むこととしています。

令和3(2021)年に第4次兵庫県男女共同参画計画「ひょうご男女いきいきプラン2025」が策定され、男女共同参画の実現に向けて各種取組を総合的に推進しています。

エ 伊丹市の取組

本市においては、平成8(1996)年の「伊丹市女性のための行動計画」の策定以降、男女共同参画に計画的かつ総合的に取り組んできました。

平成29(2017)年には、「第2期伊丹市男女共同参画計画」を策定し、4つの基本理念と8つの基本目標に基づき、あらゆる施策において男女共同参画の視点を取り入れ、推進しているところです。

また令和2(2020)年4月には、長年の懸案であった伊丹市立女性・児童センター*の男女共同参画機能を特化するため、中心市街地にその機能を移転し、新たな啓発の拠点として、伊丹市立男女共同参画センター「ここいろ」を新設し、啓発の強化と、市民の主体的な学習・活動の支援や人材育成等を推進しています。

女性活躍推進法に基づく特定事業主*としては、平成28(2016)年以降、特定事業主行動計画*を定めて、女性職員の管理職登用や男性職員の育児参加等を推進しています。

※ 国際社会・国・県の動きと市のこれまでの主要な取組の詳細は、資料編1の「国際社会・国・県・伊丹市の動き(年表)」をご覧ください。

(2) 市民意識の現状

令和2（2020）年度に実施した「伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」の結果、以下のような市民意識の現状が明らかになりました。

【伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査の概要】

- ・調査対象：市内在住の15歳以上を無作為抽出
- ・調査機関：令和2（2020）年10月13日から令和2（2020）年11月12日
- ・調査方法：郵送による配布・回収
- ・回収状況：配布数3,000通。有効回答数1,384通。有効回答率46.1%

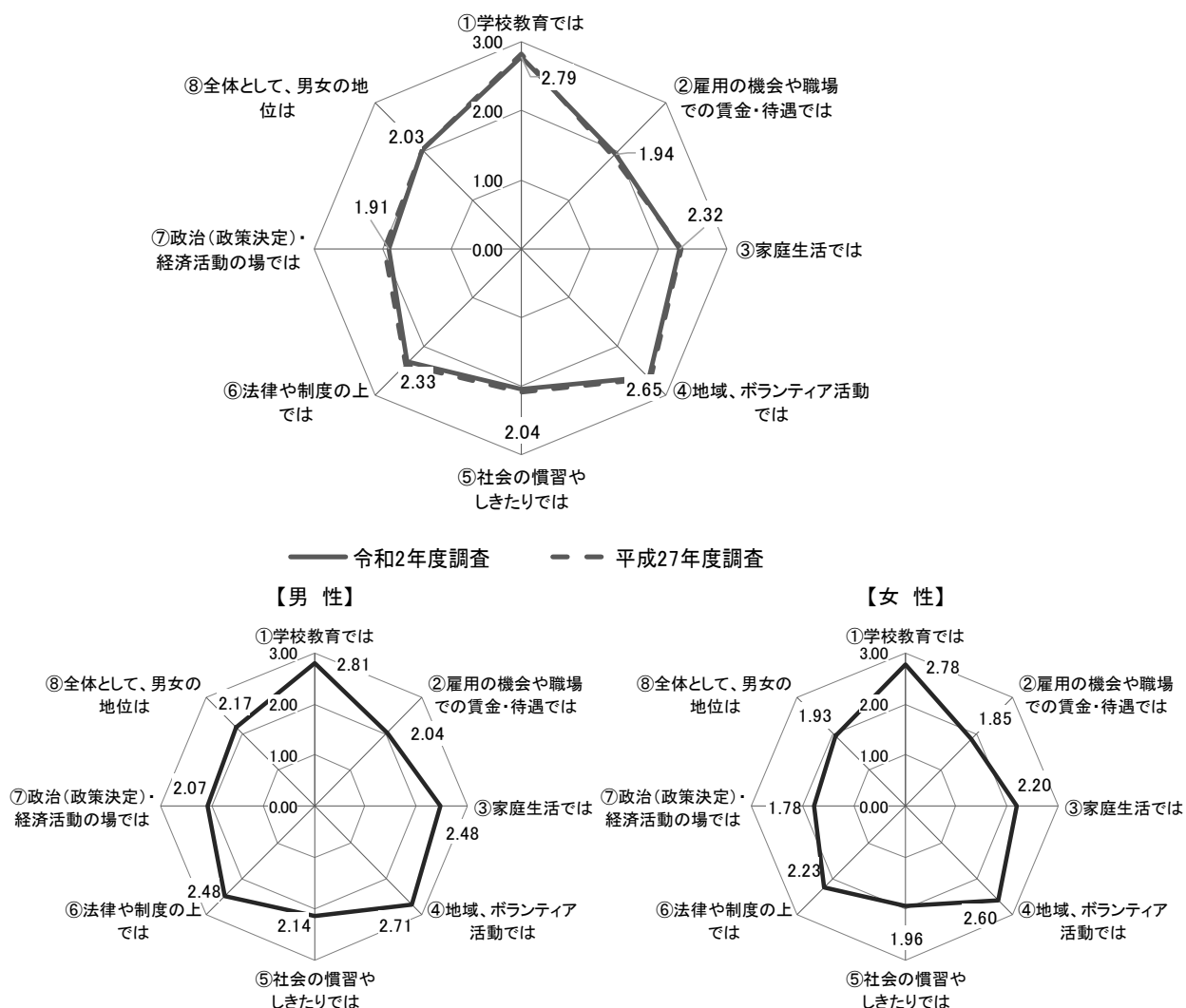
ア 男女の平等感について

今の日本社会における男性と女性の平等感が、「学校教育」、「雇用の機会や職場での賃金・待遇」、「家庭生活」など8分野で、最も高いのは「学校教育」で、次に「地域、ボランティア活動」でした。

また、すべての分野で男女に意識の差があり、女性は男性よりも「平等」と感じている割合が低く、特に「政治」、「雇用の機会」での平等感が低くなっています。

性別で見ると、すべての項目で、女性に比べて男性で平等感が高くなっています。

【図表1 男性と女性の地位は平等になっていると思いますかー性別比較】



■ 平等感の得点化 ■

平等感
男性の方が非常に優遇されている
どちらかといえば男性の方が優遇されている
平等である
どちらかといえば女性の方が優遇されている

得点
1点
2点
3点
2点

平等感
女性の方が非常に優遇されている
わからない
無回答

得点
1点
計算対象外
計算対象外

イ 日常的な家事の役割分担について

①生活費の確保では、理想に比べて現状で、「主に夫」の割合が高くなっています。

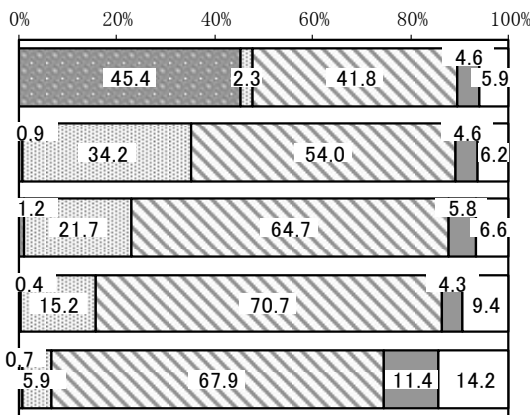
②炊事・掃除・洗濯などの家事、③近所とのつきあい、④子育て、⑤高齢者の介護では、理想は「夫婦同程度」であるものの、現状で、「主に妻」の割合が高くなっており、平成27年度調査と同じ傾向が続いています。

【図表2 日常的な家事・仕事などの役割分担について】

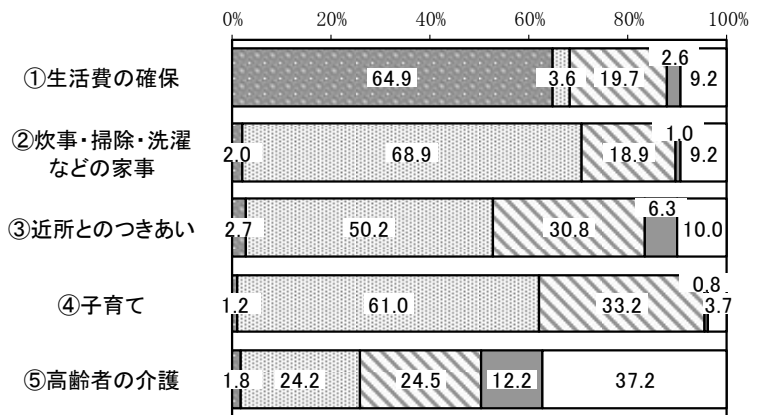
【令和2年度調査】

■ 主に夫 ■ 主に妻 ■ 夫婦同程度
■ その他 □ 無回答

【理想（回答者数 = 1,384）】

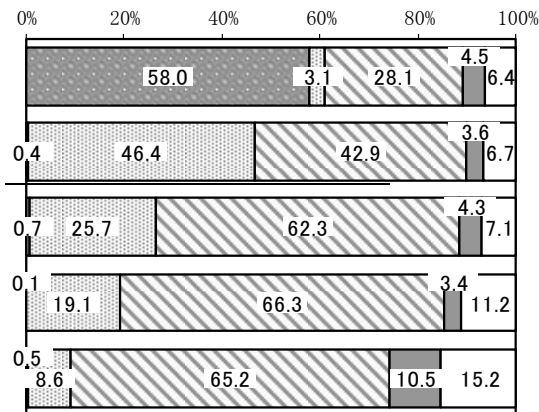


【現状（回答者数 = 921）】

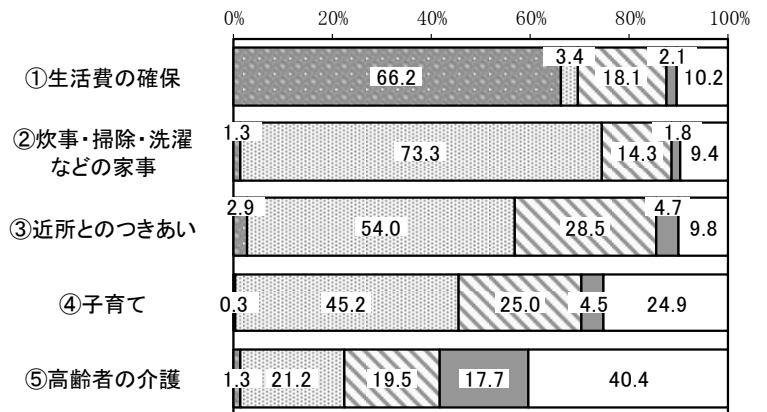


【平成27年度調査】

【理想（回答者数 = 1,458）】



【現状（回答者数 = 951）】



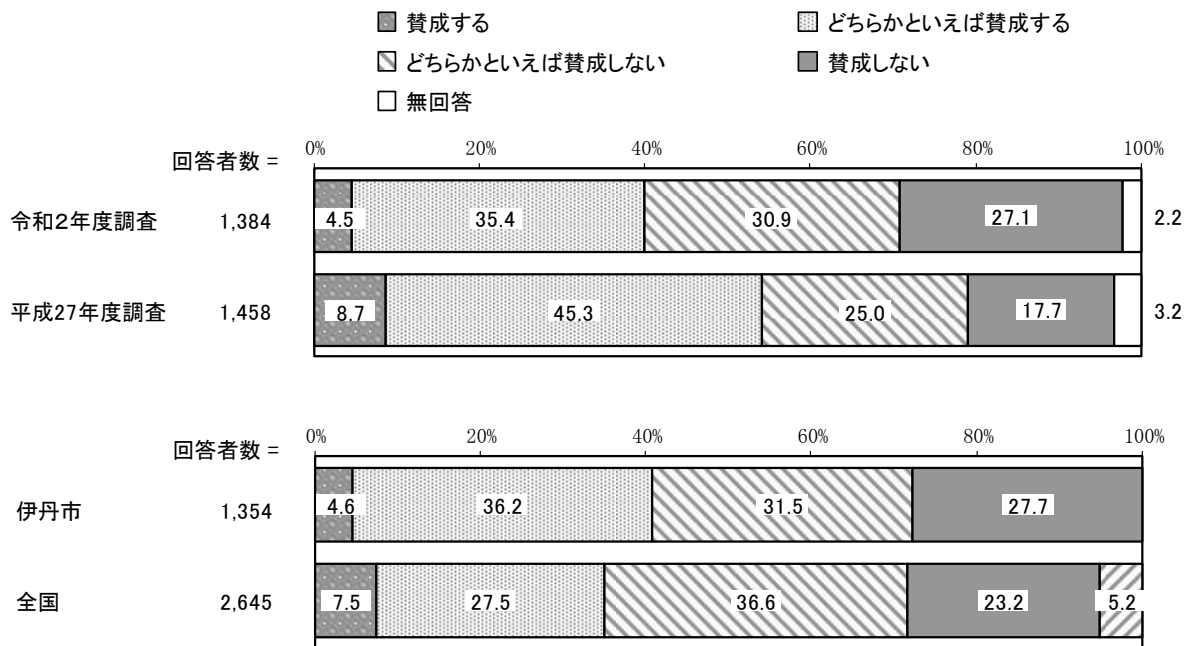
ウ 性別役割分担意識について

『男は仕事、女は家事・育児』という考え方は、「賛成する」と「どちらかといえば賛成する」を合わせた“賛成する”の割合が 39.9%、「どちらかといえば賛成しない」と「賛成しない」を合わせた“賛成しない”の割合が 58.0%となっています。

平成 27 年度調査と比較すると、“賛成しない”の割合が増加しており、“賛成する”の割合が減少しています。これは、性別役割分担意識の解消を示す傾向といえます。

全国調査と比較すると、“賛成する”の割合が 5.8 ポイント高くなっています。

【図表 3 「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に賛成しますか】



※全国と比較するため、無回答を除いています。(全国の 5.2%は「わからない」)

エ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

(ア) 「仕事」と「家庭生活や地域活動」の優先度における理想と現実

A 希望

『仕事』を優先している」と「どちらかといえば『仕事』を優先している」をあわせた“「仕事」を優先している”の割合が15.3%、『仕事』と『家庭生活や地域活動』のバランスをうまくとっている」の割合が43.3%、「どちらかといえば『家庭生活や地域活動』を優先している」と『家庭生活や地域活動』を優先している」をあわせた“「家庭生活や地域活動」を優先している”の割合が12.7%となっています。

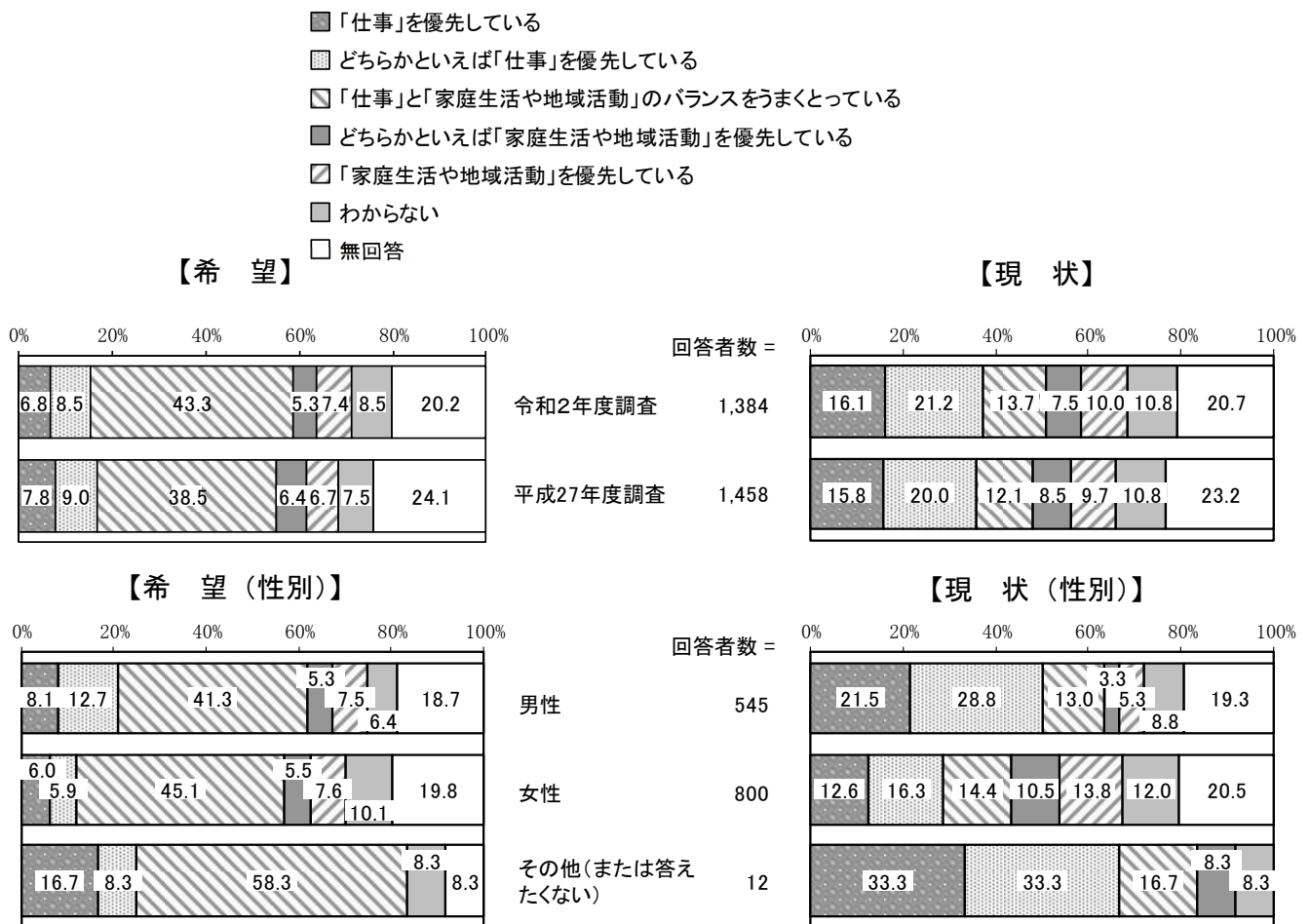
性別でみると、女性に比べ、男性で“「仕事」を優先している”の割合が高くなっています。

B 現状

“「仕事」を優先している”の割合が37.3%、『仕事』と『家庭生活や地域活動』のバランスをうまくとっている」の割合が13.7%、“「家庭生活や地域活動」を優先している”の割合が17.5%となっています。

性別でみると、女性に比べ、男性で『仕事』を優先している」「どちらかといえば『仕事』を優先している」の割合が高くなっています。

【図表4 生活の中での「仕事」と「家庭生活や地域活動」の優先度について】

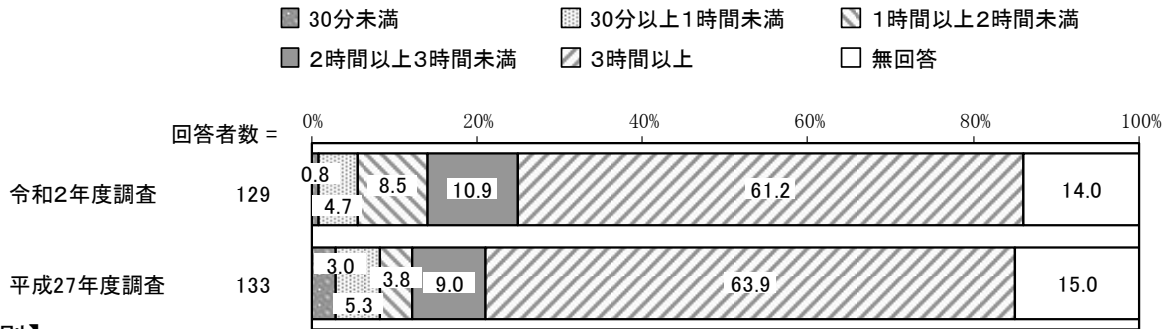


(イ) 育児に関わる時間について

「3時間以上」の割合が61.2%と最も高く、次いで「2時間以上3時間未満」の割合が10.9%となっています。

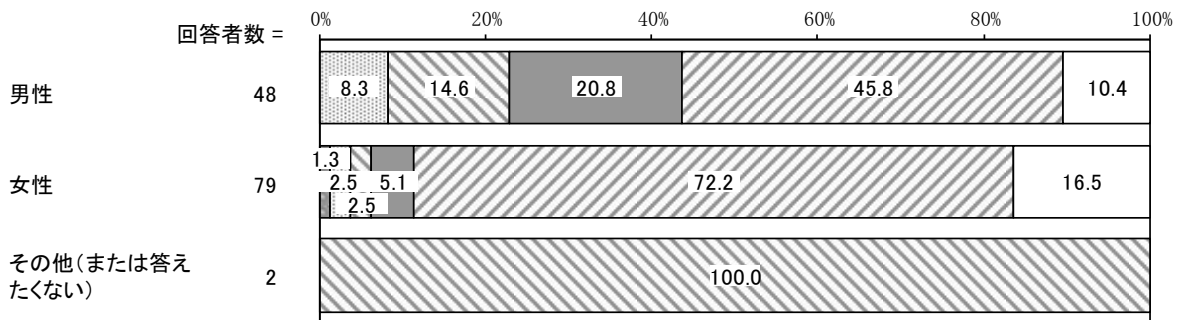
平成27年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

【図表5 育児に関わる時間は週平均で1日どれくらいですか】



【性別】

性別でみると、男性に比べ、女性で「3時間以上」の割合が高くなっています。



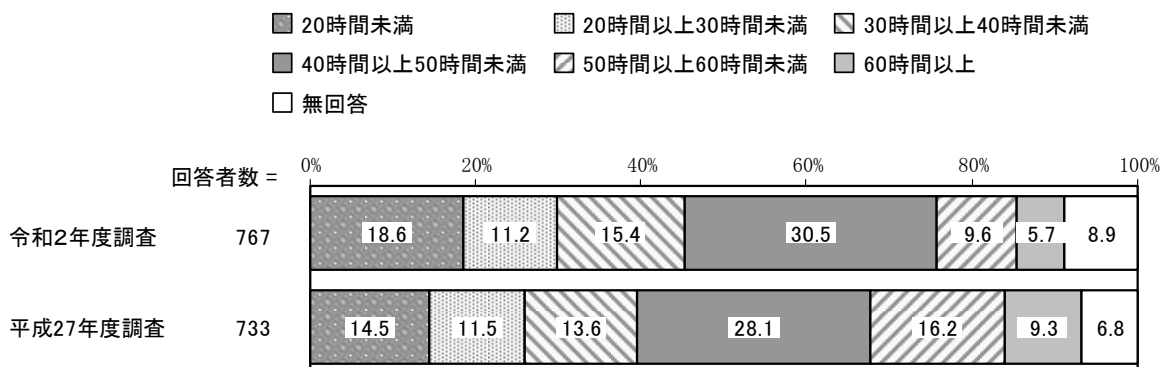
※小学校入学前のお子さんがある方については「乳幼児（小学校入学前）」と回答した人を抽出しています。

(ウ) 長時間労働について

「40時間以上50時間未満」の割合が30.5%と最も高く、次いで「20時間未満」の割合が18.6%、「30時間以上40時間未満」の割合が15.4%となっています。

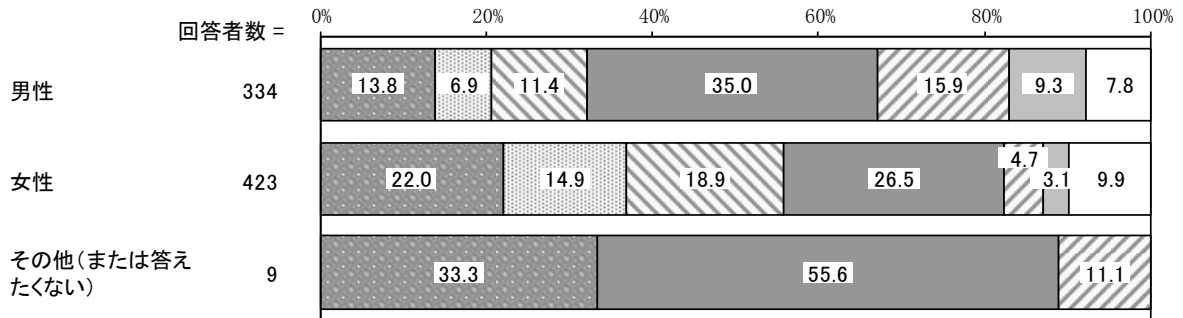
平成27年度調査と比較すると、「50時間以上60時間未満」の割合が減少しています。

【図表6 残業も含めて週あたり何時間ぐらい仕事をしていますか】



【性別】

性別で見ると、女性に比べ、男性で「40 時間以上 50 時間未満」「50 時間以上 60 時間未満」「60 時間以上」の割合が高くなっています。男性の長時間労働を前提とする「男性中心型労働慣行」が見られます。



オ 女性の活躍について

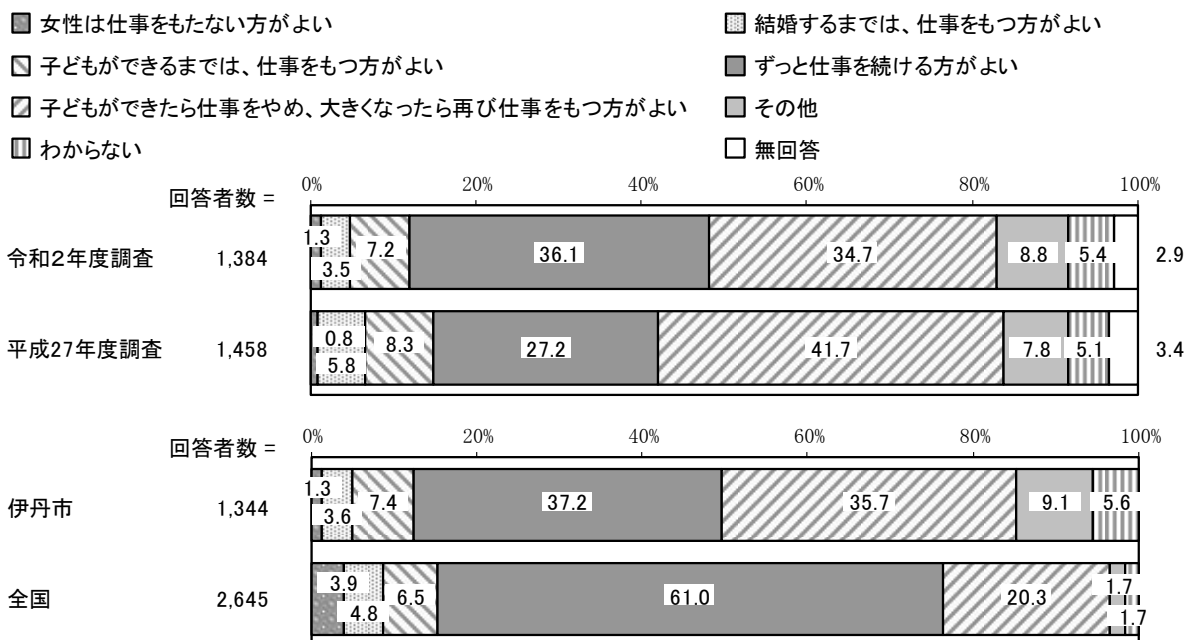
(ア) 女性が仕事をもつことについての考え方

「ずっと仕事を続ける方がよい」の割合が 36.1%と最も高く、次いで「子どもができたらか仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」の割合が 34.7%となっています。

平成 27 年度調査と比較すると、「ずっと仕事を続ける方がよい」の割合が増加しています。一方、「子どもができたらか仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」の割合が減少しています。

全国調査と比較すると、「子どもができたらか仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」の割合が高く、「ずっと仕事を続ける方がよい」の割合が低くなっています。

【図表 7】一般的に女性が仕事をもつことについて、どのようにお考えですか？

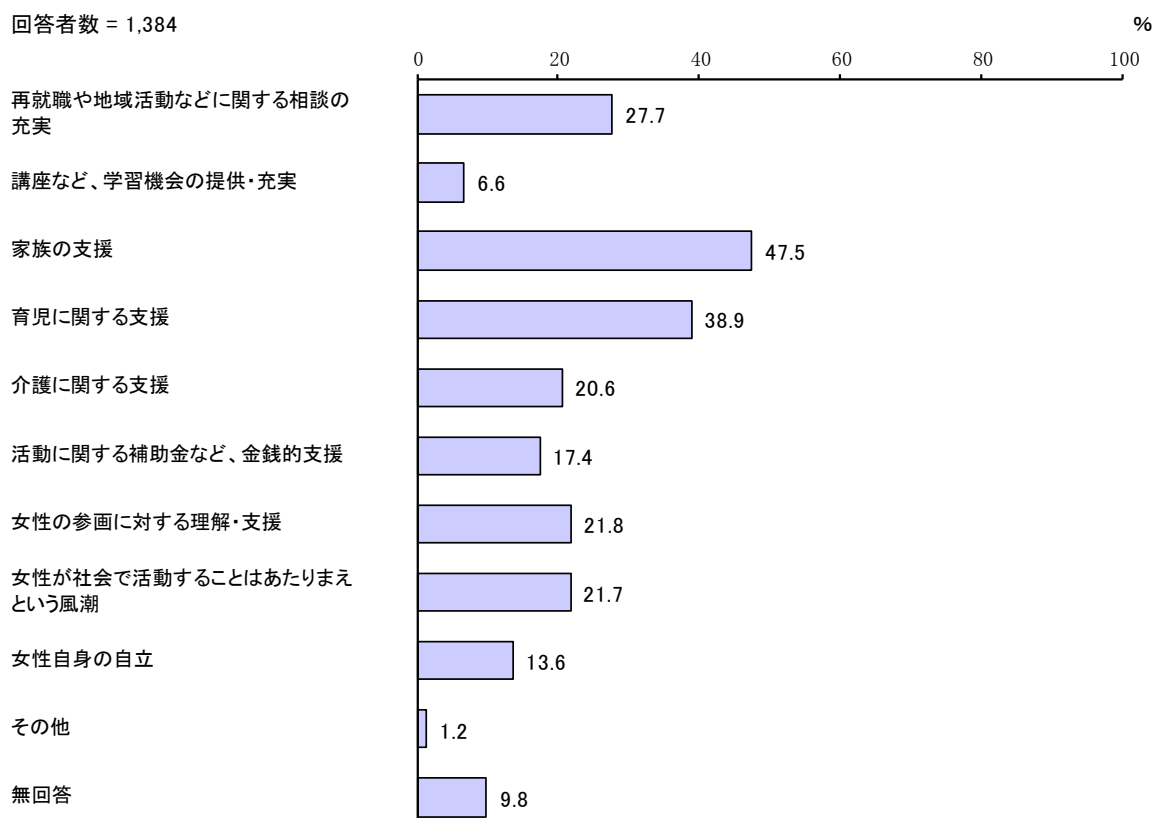


※全国と比較するため、無回答を除いています。

出典：「男女共同参画社会に関する世論調査」令和元年9月 内閣府男女共同参画局

(イ) 女性が再就職など様々な活動に参加するために必要なことについて「家族の支援」の割合が47.5%と最も高く、次いで「育児に関する支援」の割合が38.9%、「再就職や地域活動などに関する相談の充実」の割合が27.7%となっています。

【図表8 女性が再就職など様々な活動に参加するためにどのようなことが必要だと思いますか】



【性別】

性別で見ると、女性に比べ、男性で「女性の参画に対する理解・支援」の割合が高くなっています。また、男性に比べ、女性で「家族の支援」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	有効回答数(件)	再就職や地域活動などに関する相談の充実	講座など、学習機会の提供・充実	家族の支援	育児に関する支援	介護に関する支援	活動に関する補助金など、金銭的支援	女性の参画に対する理解・支援	女性が社会で活動することはあたりまえという風潮	女性自身の自立	その他	無回答
男性	545	29.7	5.5	43.7	38.0	19.6	20.9	25.9	20.2	10.1	1.5	8.6
女性	800	26.6	7.5	50.6	40.1	21.6	15.5	19.4	23.5	16.1	0.8	9.5
その他(または答えたくない)	12	33.3	8.3	41.7	25.0	16.7	25.0	25.0	16.7	8.3	16.7	—

※第1位を■で、第2位を■で、第3位を■で網かけをしています。

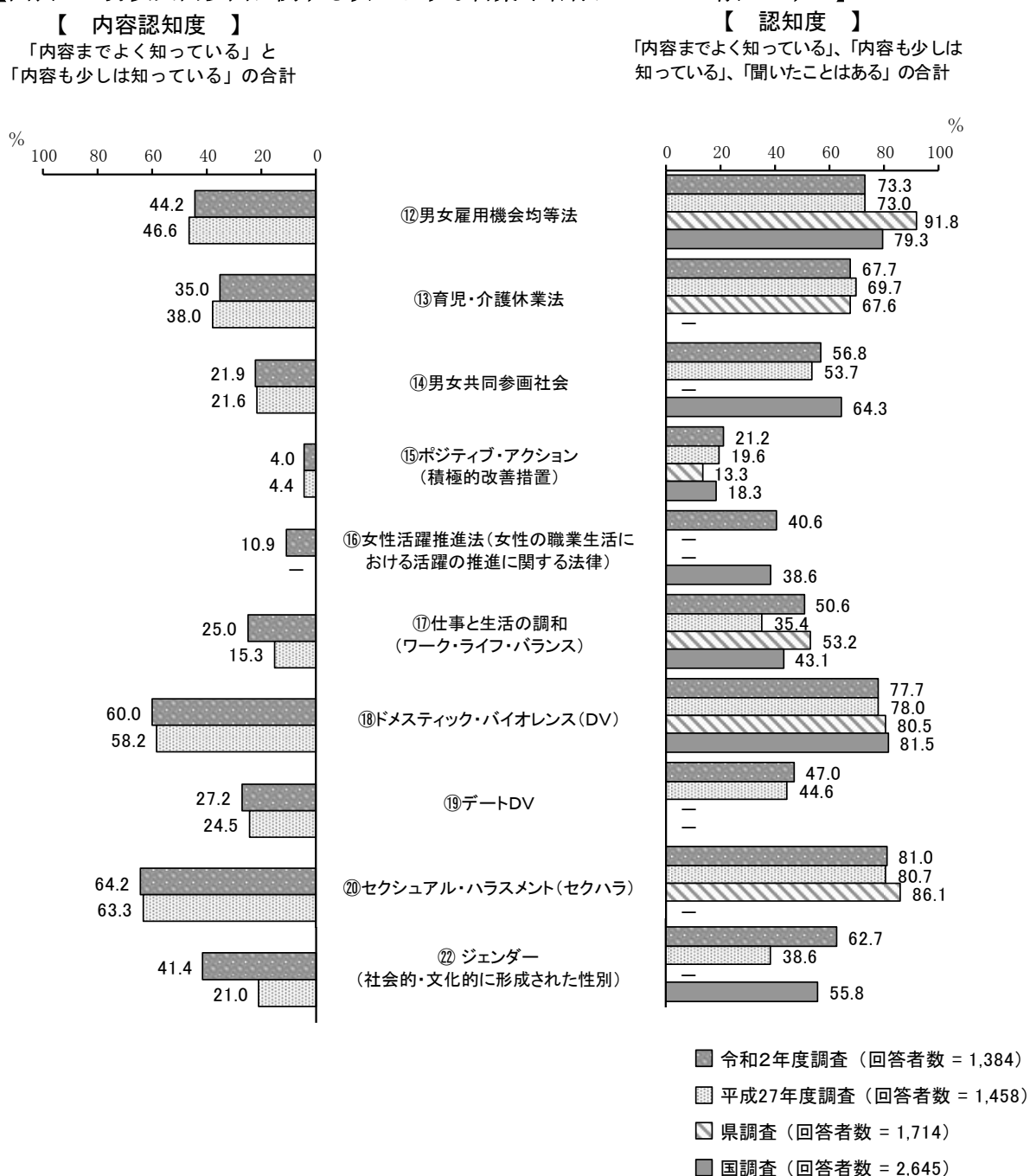
カ 男女共同参画に関する市の施策について

(ア) 男女共同参画に関する言葉等の認知度について (抜粋)

内容の認知度を、平成 27 年度調査と比較すると、『⑰仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)』『⑳ジェンダー (社会的・文化的に形成された性別)』の割合が増加しています。

認知度を、平成 27 年度調査と比較すると、『⑦伊丹市DV相談室 (伊丹市配偶者暴力相談支援センター)』『⑰仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)』『⑳ジェンダー (社会的・文化的に形成された性別)』の割合が増加しています。⑱のドメスティック・バイオレンス (DV) の内容認知度・認知度と比較して、⑲デートDVの内容認知度・認知度は低い水準にあります。

【図表 9 男女共同参画に関する次のような言葉や名称についてご存知ですか】

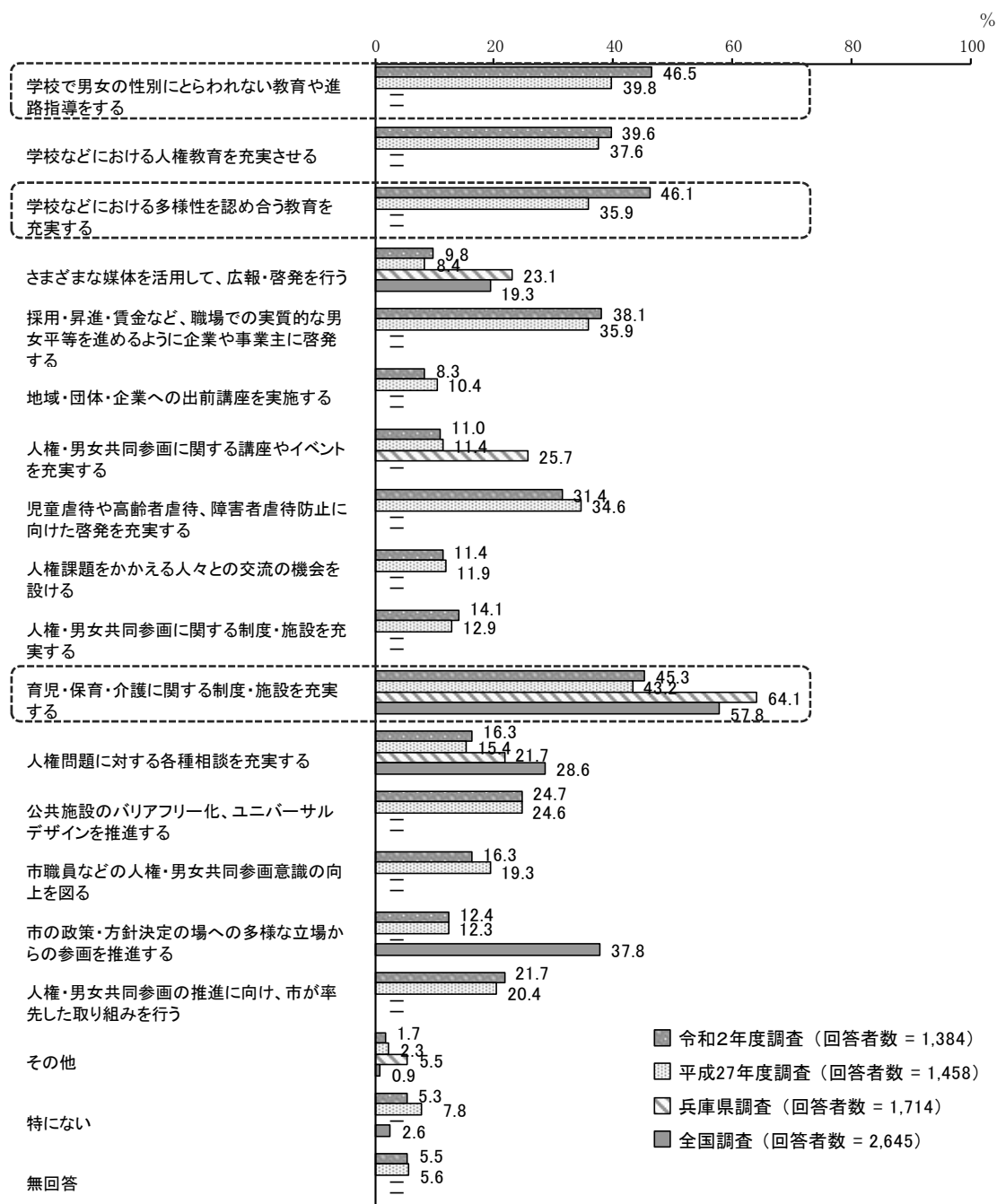


(イ) 人権・男女共同参画に関する施策について

「学校で男女の性別にとらわれない教育や進路指導をする」の割合が 46.5%と最も高く、次いで「学校などにおける多様性を認め合う教育を充実する」の割合が 46.1%、「育児・保育・介護に関する制度・施設を充実する」の割合が 45.3%となっています。

平成 27 年度調査と比較すると、「学校で男女の性別にとらわれない教育や進路指導をする」「学校などにおける多様性を認め合う教育を充実する」の割合が増加しています。

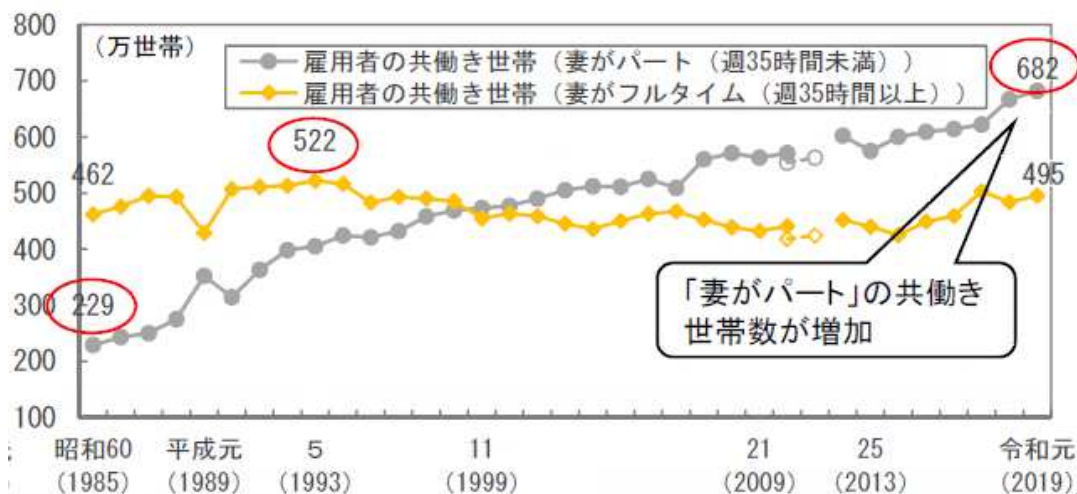
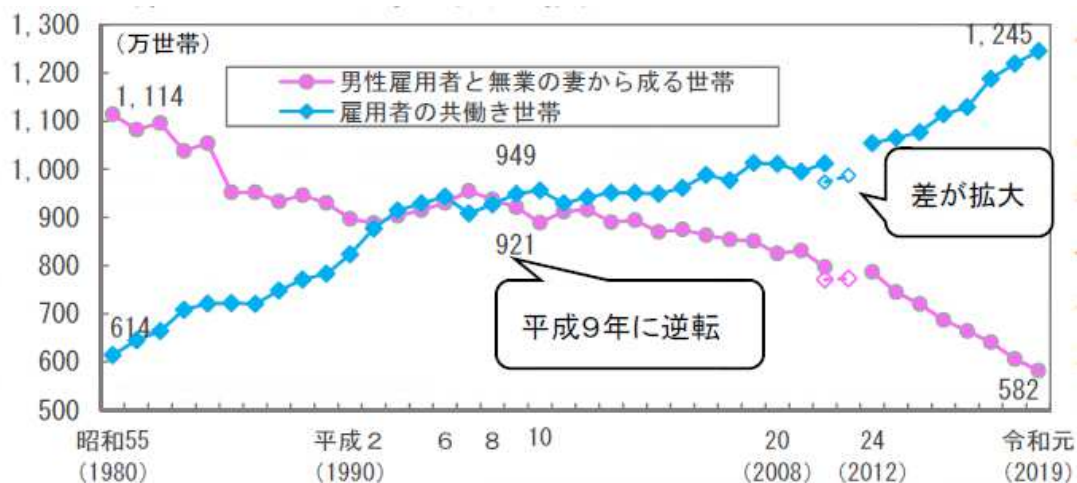
【図表 10 人権・男女共同参画の実現に向けて今後、市が特に力を入れるべきものだと思うものについて】



キ その他の調査より

(ア) 共働き世帯数について

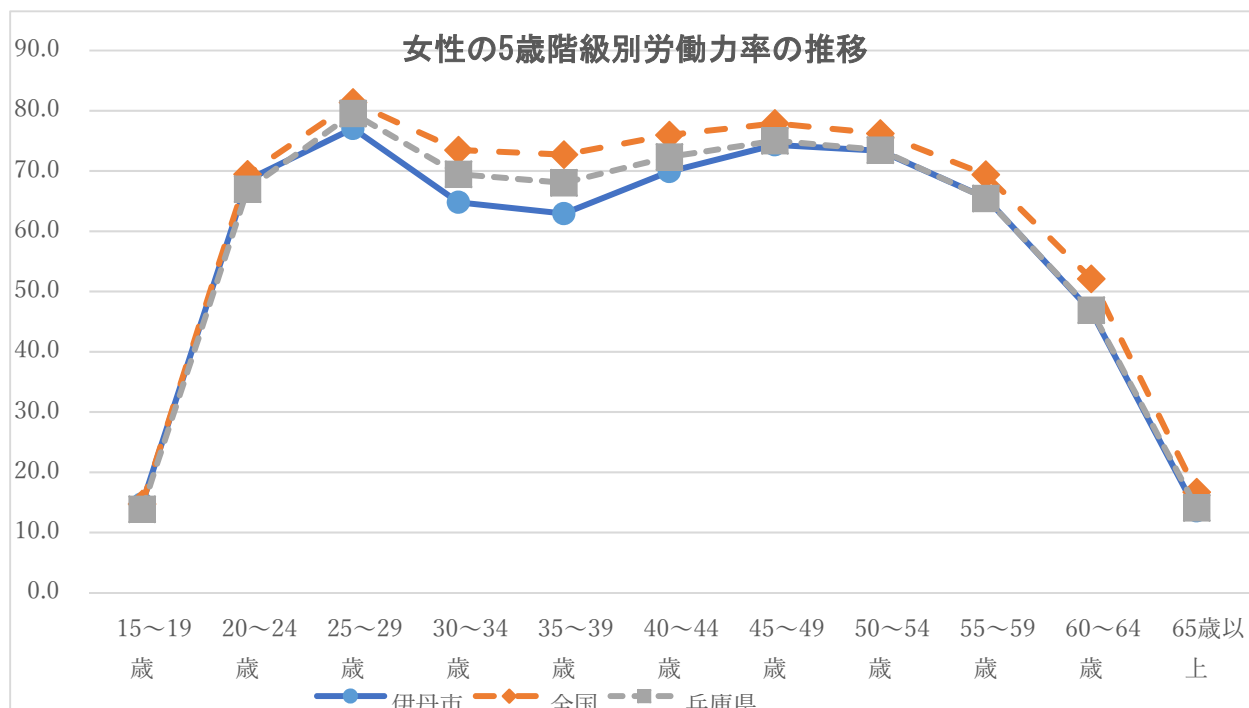
年々増加し、平成9年に専業主婦世帯を上回った後、平成24年頃から差が急速に拡大しています。共働き世帯数の増加の大部分は、妻がパートの共働き世帯数の増加によるものです。妻がフルタイムの共働き世帯数のピークは平成5年となっています。



資料：内閣府「男女共同参画白書」令和2年版

(イ) 女性の労働力率の推移について

女性の労働人口に占める就業者の割合を示す年齢別の女性就業率をみると、典型的なM字カーブを描いています。女性の就業率の推移は20歳～24歳がピークであり、出産や育児等によるライフステージの変化にともなう離職により、下降する傾向にあります。その後、35歳以上で再び上昇傾向を示しており、特に35～39歳において高い伸びを示しています。しかし、20～64歳の女性就業率は、一様に全国や兵庫県に比べて低くなっています。



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
伊丹市	14.8	68.5	77.1	64.8	62.9	69.9	74.3	73.4	65.5	46.7	13.6
全国	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	16.7
兵庫県	13.9	67.0	79.6	69.5	68.1	72.3	75.0	73.5	65.5	46.9	14.1

資料：平成27年国勢調査就業状態等基本集計各年より作成（総務省統計局）

(3) 第2期伊丹市男女共同参画計画の取組状況と課題

第2期伊丹市男女共同参画計画では、8つの基本目標に基づき取組を進めてきました。主な取組状況と数値目標の達成状況及び成果と課題については、次のとおりです。

ア 主な取組状況

○平成29年度～令和2年度において特に取り組んだもの ▲課題の残ったもの

	基本目標	施策の方向性	主な取組状況
I 性別に関わりなくともに活躍できるまち	1 ワーク・ライフ・バランスの実現と男女平等を推進する	1 働く場における男女平等を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業勤労者福祉共済機関紙の別冊にてワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進法改正等に関する啓発記事の掲載 ○事業所表彰の実施、取組の広報 ○病児保育施設の開所 (H29) ○子育てと両立しながら就職を希望する女性を対象に、就職相談会を含むチャレンジ支援講座の開催 ○無料託児付きの就労サポート事業「いたみ就勝塾」や女性創業塾の実施 ▲女性活躍推進法の事業主行動計画の策定について、事業主への情報提供
		2 生活の場における男女平等を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ○母子手帳交付時における父親向けの小冊子の配布 ○児童くらぶの19時延長保育開始(H29.11月 2カ所開始、H30 全17カ所開始) ○「子育てコンシェルジュ」(伊丹市利用者支援事業 基本型)の開設 ○子育て支援に関する講座を土日にも年6回(全21回中)実施 ○男性保護者対象の子育てひろば「ととりば」や、日曜実施の「むっくむっくルーム」における男性利用者の増加促進 ○労働福祉会館・青少年センターの大規模改修工事における子ども用トイレの整備
		3 地域社会における男女平等を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ○男性向け介護教室、家事教室の実施 ○認知症高齢者対象の「まちなかミマモルメ」利用支援事業及び介護マーク配布事業(H28.8月開始)の継続・PRによる配布数増加 ○「高齢者虐待防止マニュアル」の改定(H30)・周知、高齢者虐待防止ネットワーク事業の立上げ(H30)による、高齢者虐待事案に対する連携体制の充実
	2 意思決定の場への性差に偏らない参画を推進する		<ul style="list-style-type: none"> ▲審議会の女性委員割合の伸び悩み(30%台前半で推移) ○市民まちづくりプラザでのNP0、ボランティア活動の周知・啓発や、地域コミュニティの基盤強化の取組の中で誰もが参画し活躍できる地域づくりの推進 ▲地域における女性リーダーの育成支援
II だれもが自分らしく暮らしているまち	3 男女共同参画社会を支える市民の意識を高める	1 すべての市民に対して男女共同参画の意識を高める	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画の視点から考える表現ガイドライン」の作成(H30)及び同ガイドラインを活用した講演会・職員研修の実施 ○性的マイノリティをテーマにした啓発図書や視聴覚教材の購入・貸出
		2 次世代の人々に対して男女共同参画の意識を育てる	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における性的マイノリティをテーマとした研修の実施や、性的マイノリティ教材を活用した市内小中学校での授業の実施(H30-)

	基本目標	施策の方向性	主な取組状況
Ⅱ だれもが自分らしく暮らしつつけられるまち	4 性差に配慮した健康施策を推進する	1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関連する健康施策を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ○学習指導要領に基づく児童生徒の発達段階に応じた性教育の実施 ○母子手帳の交付場所を保健センターへ一元化し（H30）、全届出者との専門職による面接実施を継続 ○子育て世代包括支援センター事業による関係部署との連携強化（H30）
		2 性差にまつわる健康施策を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ○出生連絡票へのEPDS（エジンバラ産後うつ病自己評価票）導入による、産後うつのスクリーニングの実施（H30） ○「子育てコンシェルジュ」（伊丹市利用者支援事業 母子保健型）の開設、保健センターでの4カ月健診時のコンシェルジュ派遣 ○「伊丹市自殺対策計画」策定（H30）、ゲートキーパー研修の継続実施
	5 困難を有する女性などに対する施策を推進する	1 ひとり親家庭に対する施策を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ○母子・父子相談事業や無料職業紹介事業、修学支援事業等による、ひとり親家庭への相談・支援、自立相談支援事業の実施
		2 障がい者・外国人、その他困難を有する女性に対する施策を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ○職員対象の「やさしい日本語」研修の実施 ○女性のためのカウンセリング、法律相談事業の実施
		3 セクシュアルマイノリティとされる人が生きやすくなるための施策を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ○市民や職員、教職員対象に性の多様性をテーマにした研修の実施 ○セクシュアルマイノリティ相談事業の開始（H29.8月）
	Ⅲ 性別に関わりなく、だれもが安全で安心できるまち	6 女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力を根絶する	1 ドメスティック・バイオレンスを根絶する
2 セクシュアル・ハラスメントなどの暴力を根絶する			<ul style="list-style-type: none"> ○ハラスメント対応窓口の案内・啓発の実施 ○職員対象のハラスメント研修の実施
3 性暴力を防止する			<ul style="list-style-type: none"> ○パネル展やホームページでの周知・啓発の実施 ○教職員の性暴力防止のための啓発として、服務規律の確保に関する通知の発出、全教職員対象の研修の実施を継続
7 男女共同参画の視点に立った災害の取り		1 政策・計画において男女共同参画の視点を充実する	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災計画の修正や避難所運営マニュアルにおける、男女共同参画の視点での記載と計画見直しの継続（H29-） ○HUG（避難所運営ゲーム）訓練や避難所開設訓練にて、男女共同参画に関する点を明記した避難所運営マニュアルを周知（H30-） ○女性消防団員の活動周知（H29-）
		2 災害時において女性に配慮した対策を充実する	

	基本目標	施策の方向性	主な取組状況
	組みを推進する	3 市民・支援者に対する男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを推進する	<p>○女性防災士の育成、防災士資格取得者へ向けた勉強会への女性防災士の参画（H29-）</p> <p>○自助・共助の必要性について、防災啓発コーナーや各種イベントを通じた啓発の実施</p> <p>○女性・児童センターにおける啓発講座の実施</p>
IV 計画の着実な推進	8 連携と協働により計画を推進する	1 庁外と連携や協働により計画を推進する	○男女共同参画推進委員の関係団体との連携による、様々な啓発事業の実施
		2 庁内推進体制を充実する	○各所属で男女共同参画リーダー、サブリーダーの設置及び研修の実施
		3 男女平等を推進する拠点施設の機能を充実する	<p>○「男女共同参画の視点から考える表現ガイドライン」の作成（H30）及び同ガイドラインを活用した講演会・職員研修の実施</p> <p>▲地域における男女共同参画に関するグループの育成支援</p> <p>○男女共同参画センターの開設（令和2年（2020年）4月開設）</p>

イ 数値目標の達成状況

※達成度 A 成果目標を達成 B 策定時より進捗 C 策定時から進捗無

項目		計画策定時 (H27 年度)	現状値 (R2 年度)	目標値 (H33 年度)	達成度	担当課
I 性別に関わりなくともに活躍できるまち	市民意識調査における「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に反対する割合（「賛成しない」「どちらかといえば賛成しない」の合計）	42.7%	58.0%	50%*	A	同和・人権推進課
	市民意識調査における「雇用の機会や職場での賃金・待遇」における男女の地位が平等だと考える割合	8.7%	10.3%	30%*	B	同和・人権推進課
	「いたみ女性チャレンジひろば」年間利用者数	1,133 人	—（※1）	1,300 人	—	同和・人権推進課
	女性・児童センター登録グループ数	71 グループ	—（※1）	85 グループ	—	同和・人権推進課
	市政やまちづくりに関わる女性の人材育成のための講座の実施回数	1 回	0 回	1 回以上 ／年度	C	同和・人権推進課
	自治会長に占める女性の割合	19.8%	18.0%	20%	C	まちづくり推進課
	審議会などに占める女性委員の割合	33.6% (H28. 4. 1 現在)	28.4%	40%	C	同和・人権推進課
	女性のいない審議会等数	8 (H28. 4. 1 現在)	3	0 件	B	同和・人権推進課
II だれもが自分らしく暮ら しつづけられるまち	教育・保育に携わる人が男女共同参画についての研修を受講する回数	—	0 回	1 回以上 ／年度	C	学校指導課 総合教育センター 人権教育室 保育課
	中高生における「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に反対する割合（「賛成しない」「どちらかといえば賛成しない」の合計）	50.8%（※2）	81%（※2）	60%	A	学校指導課 人権教育室
	女性のための法律相談の相談件数	56 件	—（※1）	72 件	—	同和・人権推進課
	市民意識調査における「全体として男女の地位」が平等だと考える割合	16.3%	15.4%	25%*	C	同和・人権推進課
III だれもが安全で安心で 性別に関わりなく、	「伊丹市DV相談室」の相談件数	706 件	872	800 件	A	同和・人権推進課
	交際相手からいづれかの暴力を受けたことが「ある」と回答した 10 代の割合	11.5%（※3）	10.2%（※3）	0%	B	同和・人権推進課
	市民意識調査におけるセクハラ被害にあったことが「ある」と回答した割合	9.1%	13.5%	5%*	C	同和・人権推進課
	男女共同参画の視点による防災講座の実施回数	1 回	1 回	1 回／年度	A	同和・人権推進課
IV 計画の着実な推進	市民や様々な団体に対し男女共同参画を啓発した回数	—	4 回	2 回／年度	A	同和・人権推進課
	採用者における技術職員の女性割合（※4）	33.3%	11.1%	現在の 水準維持	C	人事研修課
	課長相当職以上に占める女性の割合（※4）	20%	26.6%	20%以上の 水準維持	A	人事研修課
	係長相当職以上に占める女性の割合（※4）	32.5%	33.3%	32.5%以上の 水準維持	A	人事研修課
	男性職員の育児休業取得率（※4）	8.3% (H26 年度)	30.2%	5%以上を維持し、 H32 年度末までに 13%以上	A	人事研修課
	育児参加休暇の取得率（※4）	28.3% (H26 年度)	39.6%	H32 年度末までに 35%以上	A	人事研修課
	男女共同参画に関する職員研修の受講者の理解度割合（大変理解が深まったの回答割合）	49% (H28 年度)	21%	60%	C	同和・人権推進課
	拠点施設の講座などの参加者数	3,997 人	—（※1）	4,400 人	—	同和・人権推進課

※1 女性・児童センターが令和 2 年 11 月末閉館し、男女共同参画センターに該当するものがない

※2 参考値：平成 27 年度市民意識調査における「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に反対する 10 代の割合（「賛成しない」「どちらかといえば賛成しない」の合計）

※3 参考値：市民意識調査における配偶者や交際相手からいづれかの暴力を受けたことが「ある」と回答した 10 代の割合

※4 伊丹市特定事業主行動計画における数値目標

* 次回市民意識調査(令和 7(2025)年度)により把握

ウ 成果と課題

第2期伊丹市男女共同参画計画に掲げた8つの基本目標に基づき、24項目の数値目標を掲げて取り組んだ結果、施策上や様々な場面において、市民や事業者におけるワーク・ライフ・バランス*や、男性の家事、育児等への参加など生活の場における男女平等は、緩やかですが着実に進んでいる状況が見られます。令和2年度市民意識調査の結果においても、市民の固定的性別役割分担意識*の目標値を上回る改善や、男女共同参画社会に関する意識の向上が見られました。

一方、内面的な意識は向上してきたものの、同調査による、家庭、雇用、地域、政策など様々な場面における男女の地位が平等になっていると思うかについては、5年前の意識調査と大きな改善がなく、また総じて女性の平等感が低い結果となっており、意識の向上と、現実的な男女平等には乖離があると言えます。ジェンダー平等*や、その実現を阻む固定的性別役割分担意識*やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）*など、男女共同参画の推進に欠かせない理念や概念を市民や事業者に更に浸透させ、気付きと、あらゆる場での具体的な改善を促すための男女共同参画の更なる啓発が必要です。

数値目標の達成状況からも、特定事業主としては職員の女性の管理職登用や男性職員の育児参加において目標値を上回り、一定の水準を維持しているものの、地域や政策、労働の分野における意思決定過程への女性の参画は不十分であることが窺えます。行政としても特定事業主としても、市民や事業主等と連携し、各分野での女性の参画、活躍、人材育成を一層推し進める必要があります。

このほか、性的マイノリティへの理解促進、妊産婦等へのきめ細かな支援、ひとり親家庭やDV被害者など困難を有する人への支援強化や、性暴力など女性へのあらゆる暴力の根絶を図るとともに、地域防災計画や避難所運営等において女性の視点を取り入れるなど、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくりを推進しました。しかしながら、DV、デートDV等の女性に対する暴力やハラスメントは根絶されておらず、若年世代も含め、その背景に潜む性差別の意識や固定観念の解消による防止・支援の強化に努める必要があります。

さらに、令和2（2010）年4月には、長年の懸案であった市立女性・児童センターの男女共同参画機能を特化するため、中心市街地に機能移転し、啓発の拠点として男女共同参画センター「ここいろ」を新設し、市民の活動・学習支援や人材育成等を進めています。今後一層、市民の主体的な学習・活動を促進するため、市民グループや人材育成の取組を強化し、市民とともに男女共同参画社会を着実に推進していく必要があります。

3 基本理念および重点方針

本計画の遂行に当たっては、次の基本理念の下に、次の重点方針にのっとり取り組めます。

【基本理念】

性別にかかわらず、すべての人が個性と能力を発揮でき、自らの選択により生き生きと暮らせるまちづくり

【重点方針】

1 ジェンダー平等に関する教育・啓発の推進と、あらゆる施策におけるジェンダーの視点の徹底

男女共同参画社会の実現には、広く市民にジェンダー平等に関する理念や考え方が定着する必要があるため、子どもへの固定観念等の刷り込みを予防するため幼児期からジェンダー平等に関する意識を育む教育と、市民がジェンダー平等を阻害する意識・言動や社会慣行・制度に自ら気づき行動できるための啓発を推進します。

また、あらゆる施策の企画・遂行において、ジェンダーの視点を徹底します。

2 男性の家庭・地域活動への主体的な関わりの促進と働き方の見直し

男女が共に仕事や家庭に関する責任を担う男女共同参画と女性活躍推進の実現には、男性の意識と行動の変化が肝要であるため、施策上のさまざまな場面や機会を捉え、男性の家事・育児・介護等の家庭生活や地域活動への主体的な関わりを促進するとともに、それと表裏一体を成す働き方について、長時間労働等従来の慣行による働き方から多様で柔軟な働き方への雇用者・被用者双方の意識・行動の変化の促進を図ります。

3 就労に関する男女間の格差の解消の促進

就労に関する男女間の格差は、女性の能力発揮と生きがい及び生活の自立に大きく影響し、引いては男女間の経済格差につながるものであることから、その解消のため、関係施策において、子どもへの性別にとらわれないキャリア教育、女性へのライフプランニング支援、就労支援、キャリアプランニング支援など適切な支援、啓発等を実施するとともに、事業者における女性の登用、非正規雇用の処遇改善等の促進を支援します。

4 性やジェンダーに関わるあらゆる暴力

性暴力、配偶者等からの暴力及び性差によるハラスメント等は、重大な人権侵害であり、その背景にはジェンダー不平等や性差別等が潜むことから、その防止と早期発見のための啓発及び人権擁護体制を強化するとともに、これらの暴力等の被害者が、女性、女兒のみでなく、男性、男児、性的マイノリティにも及ぶものであることを広く職員、市民の意識に浸透させ、性やジェンダーに関わるあらゆる暴力を許さない社会づくりを推進します。

5 性的マイノリティの権利の尊重

性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会は、性の多様性を理解し、尊重する社会でもあり、あらゆる施策における性的マイノリティの権利の尊重と、子どもから大人まで幅広い市民へのあらゆる機会と場面を通じた更なる啓発を推進します。

4 基本目標と施策の体系

NO	基本目標	基本施策			
1	男女共同参画に関する啓発・教育の推進	1 拠点施設こころを中心とした、市民への多様な啓発の推進	1 理念等の市民への理解の浸透と、課題の共有		
			2 多様な市民への効果的な情報発信の推進		
			3 学校等における教育の推進		
		2 市民の主体的な学習の促進	1 児童生徒等への教育の充実		
			2 ジェンダー意識を育み、性の多様性を尊重する、教育環境整備の推進		
			3 学校等教職員の研修の強化		
		2	仕事と生活の調和の推進	1 性別に関わらない、仕事と子育て・介護との両立支援の促進	1 子育て中・介護中の就業促進
					2 子育て中・介護中の就業継続・キャリア形成支援
					3 男性の子育て・介護への主体的な関わりの促進
2 すべての人の地域社会への参加の促進と、地域活動における男女平等の推進	1 子育て中・介護中の地域社会参加促進				
	2 性別に関わらない地域活動への参加促進				
3 多様な働き方の推進	1 雇用の確保・質の向上に向けた、多様な働き方のための労働環境の整備等の促進				
	2 女性の学び直し・能力開発の支援				
	3 地域の労働需要と女性の就業ニーズのマッチングの促進				
	4 多様なライフスタイルを選択できる風土づくり				
3	女性の活躍の推進			1 意思決定過程への女性の参画拡大	1 政策・経済分野における意思決定過程への参画促進
					2 地域活動における意思決定過程への参画促進
				2 男女間経済格差の解消の促進	1 職場における男女間格差の解消の促進
		2 女性の経済的自立の促進			
		3 女性のキャリアの形成支援	1 女性の起業支援		
			2 女性の職域拡大の促進		
			3 女性の就業及び就業継続の支援		
		4	困難を抱える女性への支援	1 感染症大流行その他大規模災害の影響を受けた女性への支援	1 社会的・経済的に影響を受けた女性への支援
					2 妊産婦等への支援
2 心身の不調を抱える女性への支援	1 自殺の予防				
	2 女性特有の心身の変化に関する理解の促進				
3 貧困等生活上の困難に直面する女性への支援	1 経済的に困難を抱える単身女性の孤立・貧困への支援と、社会とのつながり確保				
	2 ひとり親家庭への支援				
4 複合的に困難な状況にある人への対応	1 子育てに関する支援				
	2 経済的自立に関する支援				
5	暴力など、女性に対するあらゆる人権侵害の防止			1 性暴力の防止	1 性暴力に関する啓発の強化
				2 DVの防止	2 DVの防止
		3 性差によるハラスメントの防止	3 セクシュアルハラスメント等に関する啓発の強化と支援		
6	男女共同参画の視点による防災の推進	1 防災・復興に関する男女共同参画の視点の強化	1 防災・復興に関する意思決定過程への女性の参画の拡大		
			2 防災における女性リーダーの育成		
			3 防災への女性参加の促進		
7	推進体制の整備・強化	1 庁内推進体制の強化	1 庁内推進体制の強化		
		2 市民、行政、団体等の連携の推進	1 行政と多様な団体との連携の推進 2 啓発拠点こころを主とする市民活動のネットワークづくり		